

## 市長記者会見

期 日 令和2年7月31日（金）

時 間 午前10時00分～

場 所 対策室

### 発表内容

1 本市の文化活動の再興に向けた支援策について （文化政策課）

※ 「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業の拡充実施について

（商業振興課）

## 本市の文化活動の再興に向けた支援について

### ○ 安心して施設を利用できる仕組みづくり

- ・ 文化活動の再開に向けたガイドラインの作成 [資料1](#)
- ・ 文化活動の再開に向けたモデル公演 [資料2](#)  
～8月3日、8月5日にりゅーとぴあで実施～

### ○ 発表や活動の場、鑑賞機会の提供

- ・ 市民交流ステージ [資料3](#)
- ・ りゅーとぴあ☆夢ステージ～新しい生活様式で活動再開 [資料4](#)
- ・ 企画提案型文化芸術イベント支援事業 [資料5](#)

### ○ 経済的な負担の軽減

- ・ 文化施設利用促進支援事業 [資料6](#)  
～文化施設の使用料の補助～

### ○ オンライン活用による文化活動支援 [資料7](#)

# 新潟市 文化芸術活動の実施に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

---

作成：新潟市・アーツカウンシル新潟

令和 2 年 7 月 1 日初版

# 目次

---

1. はじめに	…01
2. 本ガイドラインの位置づけ	…01
3. 感染防止のための基本的な考え方	…02
4. 具体的な対策	
I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)	
(1)施設管理・運営者(従業員を含む)が留意すべき事項	…03
(2)事業(公演、展覧会、イベント等)主催者が留意すべき事項	…04
※(2)に加えライブハウス等において留意すべき事項	…07
II. 文化芸術団体の練習、稽古	
(1)文化芸術団体の構成員、参加者が留意すべき事項	…08
III. 各種教室、スタジオ(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等)	
(1)各種教室、スタジオ等を運営されている方が留意すべき事項	…11
※(1)に加え舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)において留意すべき事項	…13
参考資料	…14

## 1. はじめに

---

本市の新型コロナウイルス感染症については、第一波は収束しましたが、今後、いつ第二波、第三波が発生するか予想がつかない現状です。こうしたなか、「不要不急」という言葉に対して、文化芸術活動は日常生活に直接必要ではないという印象から、自粛しがちな雰囲気があります。

しかし、緊急事態宣言が出されて以来、人とコミュニケーションすること、協力し、理解しあうことが今まで以上に大切であることが再認識され、皆さまの文化芸術活動の重要性が高まっていることも事実です。今後、事態が中長期化するなかで、感染予防の対策をとりながら、皆さまの文化芸術活動の再開に向けて、何に注意し、配慮する必要があるのかを、このガイドラインにまとめました。

このガイドラインによって、可能な限り感染リスクを下げることはできますが、感染防止の取り組みには、現時点で「絶対」「間違いない」ということは誰も言えません。

このガイドラインを参考にいただき、状況に応じて活用していただくようお願いいたします。

## 2. 本ガイドラインの位置づけ

---

本市では、令和2年4月16日に、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、4月21日から5月10日まで文化施設等の臨時休館を行いました。施設の利用再開にあたり、来館者及び職員の安全を確保する観点から、『文化施設の利用に関するガイドライン』を作成し、施設ごとに対応マニュアルを整備しました。

本ガイドラインは、市民の皆さんに、安心して文化芸術活動を再開してもらうため、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び各文化芸術関連の業界団体等において示されたガイドラインを踏まえ、本市において必要と思われる対策を「留意すべき事項」として整理したものです。

このまま全て守らなくてはならないものではありませんが、引き続き、新潟県知事からの要請等を適切に踏まえ、感染拡大の情勢、周辺の発生状況等の環境に応じて、適宜判断し、活用してください。このガイドラインも、国等の対処方針の変更のほか、感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて、適宜改訂を行っていきます。

本ガイドライン作成にあたり、新潟大学大学院医歯学総合研究科の齋藤玲子教授にご協力いただきました。

### 3. 感染防止のための基本的な考え方

---

新型コロナウイルス発生当初から言われている「三つの密」

- ① 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、
- ② 密集場所(多くの人が密集している)、
- ③ 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

を最大限に避け、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底していくことが大切になります。

その上で、「新しい生活様式」に記載されている一人ひとりの基本的な感染症対策を、主催者、参加者を問わず、関係者全員に周知徹底することが必要です。全員が「感染しない、感染させない」「正しく怖れ、行動する」という気持ちを持っていただきたいと思います。

#### 新潟市新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口

本市では、市民の皆さんの活動再開に向けた総合支援窓口（以下相談窓口）をアーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）に設置しています。

この相談窓口では、本ガイドラインをはじめ、国の経済支援や、県や市が実施する各種支援策、今後の団体の運営に関する助成金など、文化芸術活動に関する様々なご相談に、専門のスタッフが対応しています。まずはお気軽にご相談ください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5階

電話：025-378-4690 fax：025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

<https://artscouncil-niigata.jp/>

## 4. 具体的な対策

このガイドラインは、市内の文化芸術活動における留意すべき事項を、活動分野や対象ごとにまとめたものです。実際に活動する際に、チェックリストとして活用できるようになっています。

なお、関係者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応については、別添資料1を参考にしてください。

### I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)

#### (1)【対象】施設管理・運営者(従業員を含む)

チェック	留意すべき事項
	① 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>発熱（平熱より0.5度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐</li></ul>
	② 勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。</li></ul>
	③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。 <ul style="list-style-type: none"><li>消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li></ul>
	④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。 <ul style="list-style-type: none"><li>上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。</li></ul>
	⑤ 受付等、対面で対応を行う場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽するよう努めてください。販売等で、現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>(可能であれば) キャッシュレスでの支払いを促進してください。</li></ul>
	⑥ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する際はマスクや手袋を着用してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li></ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑦ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑧ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物などで、注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。</p>

(2)【対象】事業(公演、展覧会、イベント等)主催者

チェック	留意すべき事項																	
	<p>① 政府発表のイベント開催の制限(厚生労働省)を踏まえ、人数及び収容人数の割合を遵守して、事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面の政府発表の制限は、以下の通りです。なお、感染拡大の状況によって、変更がある可能性があります。最新の動向については「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期</th> <th rowspan="2">コンサート等</th> <th rowspan="2">展示会等</th> <th colspan="2">お祭り・野外フェス等※</th> </tr> <tr> <th>全国的・広域的</th> <th>地域の行事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7/10～</td> <td>5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方</td> <td>5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>今後</td> <td>収容定員の50% 人数上限なし</td> <td>収容定員の50% 人数上限なし</td> <td>△十分な間隔</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※印は、特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可</p>	時期	コンサート等	展示会等	お祭り・野外フェス等※		全国的・広域的	地域の行事	7/10～	5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方	5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方	×	○	今後	収容定員の50% 人数上限なし	収容定員の50% 人数上限なし	△十分な間隔	
時期	コンサート等				展示会等	お祭り・野外フェス等※												
		全国的・広域的	地域の行事															
7/10～	5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方	5,000人又は収容定員の50%のいずれか小さい方	×	○														
今後	収容定員の50% 人数上限なし	収容定員の50% 人数上限なし	△十分な間隔															
	<p>② 展覧会等で、対人距離が確保できない場合や、混雑時は、入場制限等を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、各室における適正な入館者数を算出、把握し、超過した場合は臨時的な入場制限、施設内での時間差入場等の措置を行ってください。</li> </ul>																	



チェック	留意すべき事項
	<p>③ 発熱(平熱より0.5度以上高い熱)や、咳、咽頭痛等の症状がある人は来館、入場しないよう事前に告知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チケット販売時、ホームページへの掲載、施設内の掲示等により、事前に周知するよう工夫してください。</li> <li>・ チケットの払い戻し等、不利益が生じないよう工夫してください。</li> </ul>
	<p>④ マスクの着用を促し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記③と同様に、事前に周知するよう工夫してください。また、場内アナウンスにより着用を促してください。</li> <li>・ 着用していない場合の入場制限等、対処方法について、事前に関係者に周知してください。マスクを支給する、あるいはハンカチやタオル等で代替していただく等の方法があります。</li> </ul>
	<p>⑤ チケットや物品の販売を対面で行う場合等、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (可能であれば) オンラインでのチケット販売や、キャッシュレスでの支払いを促進してください。</li> </ul>
	<p>⑥ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公演主催者がチケットを目視で確認し、来場者が自分で半券を切って箱に入れるといった方式等、もぎりの簡略化も検討してください。</li> </ul>
	<p>⑦ 入場や受付を待つ際には、密にならないようお客様に行列位置を指定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1mの間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう声かけ、目印をつける等、工夫してください。</li> </ul>
	<p>⑧ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を、最低限に減らしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット等配布物の手渡しは、配架したものをお客様ご自身でとっていただく等、最小限に抑えてください。</li> <li>・ ブランケット、イヤホンサービス等の物品貸し出しやクロックサービスは、当面の間、休止してください。</li> </ul>
	<p>⑨ 会場入口に手指の消毒設備(手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな消毒ができるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑩ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑪ 人数及び収容人数の割合を遵守するとともに、お客様間の対人距離を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前後左右を空けた隔席として対人距離を確保してください。</li> <li>・ 演者の発声を伴う場合には、前方席の使用を控える等、演者と客席の対面距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑫ 客席からの声援や歌唱等、大声での発声の禁止を呼び掛けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での発声を伴う事業は開催しないでください。</li> <li>・ 公演前後、休憩中の大声での会話も控えるよう呼び掛けてください。</li> </ul>
	<p>⑬ ロビーや休憩スペースにおいて、対面での飲食や会話を回避するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人距離を確保するよう、施設内の掲示や館内放送等により促すようにしてください。</li> <li>・ 常時換気に努めるとともに、テーブル、椅子等の消毒を定期的に行ってください。</li> </ul>
	<p>⑭ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくす工夫をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入待ち、出待ちを含む出演者、来場者等、関係者の接触(面談、握手等)は控えるよう周知してください。</li> <li>・ 花、手紙、差し入れ等については、辞退するよう周知してください。</li> </ul>
	<p>⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、可能な範囲で、入場者の氏名及び緊急連絡先を把握するなど、入場者等の名簿を適正に収集するよう努めてください。なお、個人情報の取り扱いには、十分注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の情報は、入場者の中から感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。</li> </ul>
	<p>⑯ 楽屋において、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑰ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出演者が複数となる場合は、使用のつど、拭き取り消毒をする等、事前に対応策を周知してください。</li> <li>・ リハーサルや仕込み、撤去等においても、十分な感染防止措置を講じるようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑱ 公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合は、速やかに帰宅するか、医療機関を受診するよう促すなど、その場に滞在しないようにしてください。</p>

〈ライブハウス等〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

チェック	留意すべき事項
	<p>① 空調設備の稼働等による適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、会場内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」（2ページ参照）にお問い合わせください。</li> <li>・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料3）等を参考にしてください。</li> </ul>
	<p>② 公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。</li> <li>・ 場内における会話、大声による発声を控えるよう促してください。</li> <li>・ 要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。また、事前にその旨を周知してください。</li> </ul>
	<p>③ 楽屋を含め、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。</li> <li>・ 提供する場合は、個人提供用のペットボトルの飲み物のみの提供を検討してください。</li> <li>・ 過度な飲酒及び飲酒を伴った来場には、注意喚起をしてください。</li> </ul>

## Ⅱ. 文化芸術団体の練習、稽古

### (1) 【対象】文化芸術団体の構成員、参加者

チェック	留意すべき事項
	<p>① 感染症予防対策を実施している施設を利用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種施設の感染症予防対策を確認し、遵守してください。</li> <li>・ 事前に、使用する部屋の適正な利用者数を確認し、収容定員の50%以内の利用を遵守してください。</li> </ul>
	<p>② 使用する部屋の換気ができる設備、環境を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、利用する部屋の換気を徹底してください。</li> <li>・ 常時換気ができない場合は定期的な休憩、換気を行ってください。</li> <li>・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料3）等を参考にしてください。</li> <li>・ 特に汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、適切な空調換気があるか確認してください。</li> </ul>
	<p>③ 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱や、以下の症状があった場合、参加をやめてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐</li> </ul>
	<p>④ 練習中はマスクを着用し、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等により、こまめな手洗い、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こまめなマスクの交換、洗浄をしてください。</li> </ul>
	<p>⑤ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。休憩中の会話にも気をつけてください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑥ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑦ 十分な練習場所、座席の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。</li> <li>・ 特に、飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽については、対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方を向いて行くとともに、隣り合う人との距離は最低でも1mとり、対面する指導者や指揮者との距離は2m確保してください。やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に2mの距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑧ 会場設営、撤収は、最小限の人数で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め時間と人数を設定し、密にならないようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑨ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは原則禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。</li> <li>・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。</li> <li>・ 更衣室内での物品(稽古着、楽器、タオル等)の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意してください。</li> </ul>
	<p>⑩ プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。</li> </ul>
	<p>⑪ 椅子、ピアノ、譜面台などの備品の清掃、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用備品が十分に消毒されているか確認してください。</li> <li>・ 複数人数で利用する場合、使用のつど、清掃、消毒をしてください。</li> </ul>
	<p>⑫ 会費等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。</p>
	<p>⑬ 利用施設での飲食は控えてください。</p>

チェック	留意すべき事項
	⑭ 使用済みのマスク、ティッシュ等、鼻水、唾液等が付いたごみは持ち帰ってください。
	⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、構成員、参加者等の名簿を適正に収集してください。 ・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。

### Ⅲ. 各種教室、スタジオ等(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等)

#### (1) 【対象】各種教室、スタジオ等を運営されている方

チェック	留意すべき事項
	<p>① 毎日の検温などにより体調管理を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱（平熱より 0.5 度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐</li> </ul>
	<p>② 参加者(生徒)を含め、勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。</li> </ul>
	<p>③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> </ul>
	<p>④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。</li> </ul>
	<p>⑤ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料 2 または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑥ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。</li> <li>・ 特に、飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽については、対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うとともに、隣り合う人との距離は最低でも 1m とり、対面する指導者や指揮者との距離は 2m 確保してください。やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に 2m の距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑦ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは禁止してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。</li> <li>・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。</li> </ul>
	<p>⑧ プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。</li> </ul>
	<p>⑨ 空調設備の稼働等の適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開けるなど、教室内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」（2 ページ参照）にお問い合わせください。</li> <li>・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料 3）などを参考にしてください。</li> </ul>
	<p>⑩ 更衣室を使用する場合には定員を設け、入室人数を制限してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更衣室内での物品（稽古着、楽器、タオル等）の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑪ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人はマスクや手袋を着用してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> <li>・ 使用済みのマスク、ティッシュ等は持ち帰っていただくようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑫ できるだけ、オンライン授業、自宅学習、少人数授業等を導入し、接触機会の削減を検討してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習等はグループ分け等により少人数で実施できるよう工夫してください。</li> <li>・ 宿題等の活用により短時間の稽古を促進してください。</li> <li>・ 本市では、オンライン授業の導入への支援を予定しています。希望される方は、「相談窓口」（2 ページ参照）にお問い合わせください。</li> </ul>



チェック	留意すべき事項
	<p>⑬ 分散しての来訪を促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (可能であれば) 完全予約制とし、来室者が集中しないようにしてください。</li> <li>・ 同伴する保護者の教室への入室の制限も検討してください。(待合室の設置は感染リスクを高める危険がありますので、控えてください。)</li> </ul>
	⑭ 月謝等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。
	<p>⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、生徒等の名簿を適正に収集してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。</li> </ul>
	⑯ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物等で注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。

〈舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

チェック	留意すべき事項
	<p>① 水筒、ペットボトル等を用意して頻繁に水分を補給するよう促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏場は、換気を行うと室温が上昇するので、熱中症への対策にも留意してください。</li> </ul>
	<p>② 友人間や家族間での稽古着、シューズ、タオル類の貸し借りは行わないように促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に更衣室内での貸し借りに注意を促してください。</li> </ul>
	<p>③ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バー・レッスンの位置取りに注意し、1mの間隔をあけてください。また、向かい合わせでのバーの使用は極力避けてください。</li> <li>・ 約2mの十分な間隔をあけていれば、マスクを外すことも可能です。</li> <li>・ センター・レッスンでは、順番待ちの生徒が密にならないよう間隔をあけて待機するよう指導してください。</li> </ul>

#### 〈参考資料〉

国	『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
新潟県	『新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力をお願い』（令和2年5月15日施行（令和2年5月27日改定））
新潟市	『新しい生活様式に基づく新潟市文化施設の利用に関するガイドライン』 令（和2年5月7日（令和2年6月18日改訂））
公益社団法人全国公立文化施設協会	『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』 （令和2年5月14日（令和2年5月25日改訂））
クラシック音楽公演運営推進協議会	『クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』 （令和2年6月11日）
公益社団法人日本バレエ協会	『バレエ教室に於ける感染拡大防止のガイドライン』（令和2年5月29日 （令和2年6月8日改訂））
一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO法人 日本ライブハウス協会他	『ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年6月13日）
一般社団法人日本合唱連盟	『合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン』 （令和2年6月29日）

#### 本ガイドラインに関する問い合わせ

- 新潟市文化スポーツ部文化政策課  
Tel025-226-2560 午前8時30分～午後5時30分（平日）
- アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）  
Tel025-378-4690 午前9時～午後5時15分（平日）

#### 新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

- 新潟市保健所感染症対策室  
Tel025-212-8194 午前8時30分～午後5時30分（平日）

市内事業者のみなさまへ

## 従業員が新型コロナウイルス感染症にかかったら

### 事業者の対応について、ポイントをまとめました。

(実際の対応については、新潟市保健所、医療機関などの指示に従ってください。)

#### ①従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させてください

#### ②従業員はかかりつけ医に必ず電話でご相談を

- ・発熱などの風邪症状がある。発熱がなくても体調不良の兆候が見られる。
- ・基礎疾患（持病）をお持ちで症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方も同様に、まずは、かかりつけ医に電話で相談するよう伝えてください。

※従業員の感染が発覚

#### ③従業員の感染を確認した事業者は

- ・感染が確認された従業員は、感染症法に基づき医療機関に入院し、治療に専念します。事業者は、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう十分留意してください。
- ・感染が確認された従業員から聞き取り後、保健所から事業者へ連絡をします。
- ・事業者は保健所の指導に従い、濃厚接触者の自宅待機をはじめ適切な措置を行ってください。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所の指導に基づき、事業所での感染者の執務エリア（机・椅子・パソコン・ドアノブ・トイレ・電気のスイッチなど）の消毒を行ってください。  
※消毒などの費用は事業者の負担となります。

#### ④従業員が濃厚接触者となった場合は

- ・保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指導に従い感染防止の措置を講じてください。濃厚接触者は、自宅待機による14日間の健康観察が求められます。
- ・保健所の指導に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則などに基づいた対応を行ってください。

#### ⑤事業所の事業再開へ

- ・事業所等の消毒を行った後は、事業を再開して差支えありません。
- ・日ごろから、従業員一人一人が健康観察を行い、感染対策を徹底してください。

※新型コロナウイルス予防のためには、手洗い、咳エチケット、換気が重要です。

新型コロナウイルス感染症についての相談はこちらへ

新潟市保健所感染症対策室 ☎ 025-212-8194 (8時30分～17時30分, 平日)

作成：新潟市経済社会再興サポートチーム (事務局) 新潟市政策企画部

# 新型コロナウイルス感染症対策



**消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。**

## ➤ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

### ① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



### ② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報は  
こちらから！

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)



家庭用洗剤等の詳しい情報は  
こちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



### ③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



## ～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

# 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

## 専門家検討会の見解（抄）

### クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

## 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるといことまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

### ① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

## ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

### ② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。  
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

## 換気に当たっての留意点

### ① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※<sup>1</sup>に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※<sup>2</sup>は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※<sup>1</sup> ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※<sup>2</sup> 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

### ② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

報道各位

新潟市文化政策課

## 施設管理者・文化芸術団体・教室運営者のための 文化芸術活動再開に向けたモデル公演の開催について

新潟市と(公財)新潟市芸術文化振興財団は、市民の文化芸術に関する活動再開への不安を解消することを目的に、活動再開に向けた「ガイドライン」を作成し、施設管理者、利用団体、指導者の皆さまを対象に、解説付きのモデル公演を開催します。

当日は、文化芸術分野の専門スタッフが場面ごとの感染対策を解説します。

つきましては、当日の取材にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. 日時 ①コンサート編

令和 2 年 8 月 3 日(月) 13:30 開場、14:00 開演、終了 16:00(予定)

### ②舞台芸術編

令和 2 年 8 月 5 日(水) 18:30 開場、19:00 開演、終了 21:00(予定)

### 2. 会場

りゅーとびあ(中央区一番堀通町 3 番地 2 TEL: 025-224-5622)

①コンサートホール ②劇場

### 3. 主催

新潟市、(公財)新潟市芸術文化振興財団

### 4. 対象

①新潟県公立文化施設協議会、文化施設利用団体、音楽芸能協会加盟団体ほか

②市内文化施設(各区文化会館、指定管理者、民間施設等)、文化施設利用

団体、音楽芸能協会加盟団体、市内文化芸術団体ほか

※各公演の主な対象は上記のとおりですが、都合により、どちらの公演でも参加が可能

### 5. 料金

無料

### 6. 内容

①グループに分かれ、バックヤードを含めた感染対策のポイントを解説【40 分】

②公演(8/3:アンサンブル(クラシック)、8/5:バレエや和太鼓など)【45 分】

③公演終了後、出演者等も含めた意見交換【30 分】

### 7. その他

✓本事業では、観覧者の一般公募は行いません。

✓当日の解説や公演の様子、意見交換の様子を動画撮影し、後日 YouTube での公開を予定しています。

### 問い合わせ

新潟市文化スポーツ部 文化政策課 目黒・伊賀

電話:025-226-2563 FAX:025-226-0066

メール:bunka@city.niigata.lg.jp



## 「市民交流ステージ」参加申込書

フリガナ グループ名 <small>(個人の場合は不要)</small>	ジャンル	
フリガナ 代表者氏名	未成年の場合は 保護者の氏名 及び電話番号	氏名： 電話番号：
代表者連絡先	〒	
	自宅 (TEL)： (FAX)： 携帯： E-mail アドレス： ※ FAX 番号, E-mail アドレスのいずれかを必ずご記入ください。	
参加メンバーの 氏名・楽器等 <small>(グループの場合のみ)</small>	※ 持ち込む楽器や備品もご記入ください。 ※ 書ききれない場合は、別紙 (様式自由) としてご提出ください。 合計 人	
演奏曲 作曲・編曲者名 ※ 楽章抜粋, 全楽章など詳しく書いてください。また、曲ごとの演奏時間もお書きください。	1 曲ごとの演奏時間 演奏時間合計 分 ※ 書ききれない場合は、別紙 (様式自由) としてご提出ください。	
自己 PR 演奏, 受賞, 師事歴等		
出演希望日 【 】に第1希望から第3希望までご記入ください。	交流ステージ開催日時・場所 10月11日(日) 巻文化会館 : 1団体30人まで 【 】 10月17日(土) 白根学習館 : 1団体25人まで 【 】 10月24日(土) 黒崎市民会館 : 1団体12人まで 【 】 10月25日(日) 音楽文化会館 : 1団体40人まで 【 】 11月3日(祝・火) 音楽文化会館 : 1団体40人まで 【 】 11月7日(土) 江南区文化会館 : 1団体4人まで 【 】 11月8日(日) 秋葉区文化会館 : 1団体42人まで 【 】 11月14日(土) 北区文化会館 : 1団体12人まで 【 】 12月13日(日) 東区プラザ : 1団体28人まで 【 】	

# 「市民交流ステージ」 出演者募集要項

■応募期間 令和2年8月3日(月)から令和2年8月31日(月)まで

■申込方法 郵送またはFAX

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル5階  
新潟市文化政策課「市民交流ステージ」係  
FAX 025-226-0066

■参加申込書の入手方法

新潟市ホームページからもダウンロードできます。

新型コロナ対策 新潟市文化

検索

[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/index.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/index.html)



■問合せ先 新潟市文化政策課

電話 025-226-2560 (直通) FAX 025-226-0066

E-mail bunka@city.niigata.lg.jp



新潟市文化スポーツ部文化政策課

新潟の文化芸術  
のための  
新型コロナ対策推進中  
新潟市・アーツカウンシル新潟



## 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの公演・イベントなどの中止や、習い事の自粛などが求められ、アーティストはもとより、市民の皆さんの文化芸術活動に大きな影響を与えています。

新潟市では、市民の皆さんの文化芸術活動の再開のきっかけを作り、活動の回復を図るため、市内の公共施設を会場に、広く市民の皆さんからご出演いただく『市民交流ステージ』を開催します。

『市民交流ステージ』では、素晴らしいコンサートをいっしょに創り上げていただく出演団体を募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。

## 出演者募集

- ◆募集期間 令和2年8月3日（月）から8月31日（月）まで
- ◆応募資格 次の各号に掲げる全ての事項に該当する個人又は団体
  - ①個人の場合は、新潟市内に在住していること。団体の場合は、代表者が市内に在住し、かつ構成員の半数以上が市内在住であること。
  - ②市内を主な拠点に文化芸術活動をしていること。
  - ③暴力団員等（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者）でないこと。※プロ、アマ、年齢、国籍を問わず参加可能です。  
※会場楽屋等の収容可能人数に応じて参加人数制限を行います。
- ◆募集団体数 各日4団体 全36団体（予定）  
※応募多数の場合、書類審査により出演団体を決定します。
- ◆ジャンル クラシック、ジャズ、ポップス、邦楽（和楽器）、民謡など演奏のジャンルは問いません。
- ◆演奏時間 曲数は問いませんが、30分以内とします。曲間にナレーション等を入れる場合は時間に含みます。  
舞台への昇降、セッティングの時間は5分以内とし、演奏時間に含みません。
- ◆注意事項
  - ①グランドピアノ、譜面台、指揮者台、イス、テーブルは主催者が用意します。これら以外に演奏に必要なものは出演団体が準備してください。
  - ②公演の様子は、撮影・編集を行い動画投稿サイトにて一般公開します。
  - ③ジャンルによっては、会場環境等により出演をご遠慮いただく場合があります。
- ◆参加費用 参加費無料。その他の必要な経費は出演団体の負担となります。
- ◆著作権 当日の演奏に関わる音楽著作権使用料は主催者が負担します。
- ◆申込方法 別紙申込書に必要事項を記入のうえ、令和2年8月31日（月）【必着】までに郵送またはFAXでお申し込みください。

- ◆申込先 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル5階  
新潟市文化政策課「市民交流ステージ」係  
電話 025-226-2560 F A X 025-226-0066  
E-mail bunka@city.niigata.lg.jp

なお、参加申込書は、新潟市ホームページにも掲載しています。  
ダウンロードしてご利用ください。



[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/index.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/index.html) ▲▲

- ◆出演団体の決定 出演団体あてにE-mailまたは郵送にて通知します。

## 交流ステージ開催内容

- ◆開催日時・会場

日程	会場	所在地	1団体上限人数
令和2年10月11日（日）	巻文化会館	西蒲区巻甲635	30人
令和2年10月17日（土）	白根学習館	南区田中383	25人
令和2年10月24日（土）	黒崎市民会館	西区鳥原909-1	12人
令和2年10月25日（日）	音楽文化会館	中央区一番堀通町3-2	40人
令和2年11月3日（祝・火）	音楽文化会館	中央区一番堀通町3-2	40人
令和2年11月7日（土）	江南区文化会館	江南区茅野山3-1-14	4人
令和2年11月8日（日）	秋葉区文化会館	秋葉区新栄町4-23	42人
令和2年11月14日（土）	北区文化会館	北区東栄町1-1-5	12人
令和2年12月13日（日）	東区プラザ	東区下木戸4-1	28人

- ◆スケジュール 午後2時開演、午後4時40分終演（予定）  
《例》  
9:30～11:30 リハーサル（各団体30分）  
13:30 開場  
14:00～14:10 オープニング「主催者あいさつ、感染防止策紹介」（10分）  
14:10～14:40 出演者①  
14:45～15:15 出演者②  
15:15～15:35 休憩（20分）  
15:35～16:05 出演者③  
16:10～16:40 出演者④  
※出演者の間隔（舞台転換）は各5分  
※出演順序は、主催者が決定いたします。  
※リハーサルは開催日の午前を予定しています。

- ◆主催 新潟市
- ◆共催 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

リョーとびあ☆夢ステージ 参加申込書

～新しい生活様式で活動再開～

2020年 月 日

ふりがな 団体名			
ふりがな 代表者名			
代表者の 連絡先	〒 -	TEL(携帯可):	FAX:
		E-mail:	
ジャンル		出演人数	人
出演希望日 (いずれかに○)	・ 11月28日(土) 劇場 ・ 12月20日(日) コンサートホール ・ どちらでもよい		
出演者の 氏名・楽器等	※書ききれない場合は、別紙(様式自由)として提出してください。		
演奏曲 作品名	演奏曲・作品名 作曲・編曲者名等	時間	
	1	分	秒
	2	分	秒
	3	分	秒
	合計	分	秒
使用設備 備品等	※持ち込む楽器や備品、出演団手で手配する照明・音響等のスタッフも記入してください。		
自己PR	※主な活動、受賞、師事歴等		

確認の上、 を記入してください。

暴力団員等(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者)ではありません。



リョーとびあ☆夢ステージ  
出演団体募集要項

開催日時・会場

- ① 2020.11.28.SAT 13:30-17:00 ※13:00開場  
リョーとびあ 新潟市民芸術文化会館 劇場
- ② 2020.12.20.SUN 13:30-17:00 ※13:00開場  
リョーとびあ 新潟市民芸術文化会館 コンサートホール

募集期間

2020.8.3.MON-8.31.MON

主催 新潟市  
共催 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

リョーとびあ コンサートホール

## 募集要項

## 募集期間

2020.8.3.MON-8.31.MON 17:30必着

## 応募資格

次に掲げるすべての事項に該当する団体。

- 1.新潟市内を主な拠点に文化芸術活動をしていること。
- 2.代表者が市内に在住し、構成員の半数以上が市内在住であること。

## 出演人数

2名以上30名以下

## ジャンル

ジャンルは問いませんが、会場の特性上、下記を想定しています。

日程①(11/28 劇場) 舞踊、演劇、メディア芸術、伝統芸能など

日程②(12/20 コンサートホール) クラシック、ジャズ、邦楽、民謡、合唱など

※日程②(12/20 コンサートホール)では電気的な増幅を行わないものに限定します。

## 募集団体数

14団体程度(1日7団体程度)

※主催者による審査により決定します。

## 出演時間

15分以上20分以内

※曲数、演目数は問いません。セッティングの時間は含みません。

## 参加費

無料

※出演報酬、交通費の支給はありません。

## 注意事項

■主催者が手配(負担)するもの

・グランドピアノ、譜面台、指揮者台、椅子、リノリウム(11/28 劇場のみ)

※劇場のリノリウムは撤去できません。

・基本的な音響、照明

・音楽著作権使用料

■出演団手で手配するもの

・特別な演出が必要な場合の音響、照明

・主催者が手配するもの以外に必要なもの

※軽微な備品については、ご相談ください。

■その他

・出演順は主催者が決定します。

・リハーサルは、前日の午後または当日午前を予定しています。

・公演の様子は、後日動画で配信します。

・本事業は、新潟市が定める「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って運営します。

## 応募方法

■応募締切り

2020年8月31日(月)17:30必着

■応募書類

①参加申込書【必須】

②団体の実績を示す書類等(写真、パンフレット、DVD等)【任意】

※応募書類は返却しません

■提出先

下記住所まで郵送または持参してください。

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市文化政策課「リューとびあ☆夢ステージ」係

※直接提出の場合は、平日8:30~17:30の受付となります。

## 出演者の決定

・主催者による審査の上、出演の可否については9月中旬に通知予定です。

・審査基準については、団体の文化芸術の水準を評価するものではありません。

## お問い合わせ

新潟市文化政策課

TEL:025-226-2565 FAX:025-226-0066

E-mail:bunka@city.niigata.lg.jp



新潟の文化芸術  
のための  
新型コロナウイルス対策推進中  
さあ、新しい日常へ。



さあ、新しい日常へ。

## もう一度、ここから。

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けて、文化芸術活動や発表機会の中止・延期を余儀なくされた団体や習い事の教室などを対象に、活動再開のきっかけとしていただくための公募によるステージを「りゅうとびあ 新潟市民芸術文化会館」で開催します。

全国屈指の音響を誇る「コンサートホール」、多彩な舞台表現が可能な「劇場」を擁し、音楽・舞台芸術の拠点として、質の高い文化芸術を発信し続ける「りゅうとびあ」の夢の舞台に立ってみませんか。

りゅうとびあ 劇場

# 文化 再始動

FINE ART  
CONCERTS  
DANCE  
THEATER  
etc...

## 文化芸術イベント 企画提案募集

市民の皆様が企画、運営する文化芸術活動について、事業にかかる経費を補助するとともに、安心してイベントが開催できるよう、市が感染拡大防止ガイドラインに沿ってアドバイスし、活動の再開を支援します。皆様のご応募をお待ちしています。

**補助額** 1事業につき 補助率 10/10 以内・上限 50万円

**受付期間** 【第1回】令和2年8月3日(月)～8月24日(月)午後5時30分必着  
【第2回】令和2年9月1日(火)～9月18日(金)午後5時30分必着  
【第3回】令和2年10月1日(木)～10月19日(月)午後5時30分必着

※ 補助金額が予算の上限に達した時点で募集を終了します。  
最新の募集状況はホームページでご確認ください。  
[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/kikakuteian.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/kikakuteian.html)



**お問い合わせ  
応募先** 新潟市文化スポーツ部文化創造推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階  
☎ 025-226-2624 ✉ [bunkasozo@city.niigata.lg.jp](mailto:bunkasozo@city.niigata.lg.jp)

新潟の文化芸術  
のための  
新型コロナ対策推進中

新潟市文化スポーツ部文化創造推進課

# 新潟市企画提案型文化芸術イベント支援事業募集

以下の内容で文化芸術イベントの企画提案を募集いたします。

詳しくは募集要項をご確認ください。



ホームページ : [https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/kikakuteian.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/kikakuteian.html)

<b>対象事業</b>	市内の個人・団体の文化芸術活動で、下記の①から③の全てに該当するもの ①令和2年10月1日(木)～12月31日(木)に、新潟市内で実施する公演又は展示等の文化芸術活動であること。 ②新潟市が定める『新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』に沿った運営が実施できること。 ③不特定多数の集客が見込まれるもので、非営利であること。 ※入場料等のチケット販売は可能ですが、事業全体で利益が出ることは不可とします。また、販売等の収益事業を主目的としたものは不可とします。												
<b>補助額</b>	1事業につき 補助率 10/10以内 上限50万円												
<b>募集予定</b>	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>受付期間</th><th>事業実施日</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>8月3日(月)～8月24日(月)</td><td>10月1日(木)～12月31日(木)</td></tr><tr><td>第2回</td><td>9月1日(火)～9月18日(金)</td><td>11月1日(日)～12月31日(木)</td></tr><tr><td>第3回</td><td>10月1日(木)～10月19日(月)</td><td>12月1日(火)～12月31日(木)</td></tr></tbody></table> <p>※補助金額が予算の上限に達した時点で募集を終了します。最新の募集状況はホームページでご確認ください。</p>	区分	受付期間	事業実施日	第1回	8月3日(月)～8月24日(月)	10月1日(木)～12月31日(木)	第2回	9月1日(火)～9月18日(金)	11月1日(日)～12月31日(木)	第3回	10月1日(木)～10月19日(月)	12月1日(火)～12月31日(木)
区分	受付期間	事業実施日											
第1回	8月3日(月)～8月24日(月)	10月1日(木)～12月31日(木)											
第2回	9月1日(火)～9月18日(金)	11月1日(日)～12月31日(木)											
第3回	10月1日(木)～10月19日(月)	12月1日(火)～12月31日(木)											
<b>申請書類</b>	申請書類及び募集要項については、新潟市ホームページに掲載しています。 また、市役所本館や区役所地域課などで配布しています。												
<b>採択事業数</b>	40件程度 (予算の範囲内で調整することがあります。)												
<b>審査</b>	(公財)新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟で審査を行います。 評価項目は以下のとおりです。 <table border="1"><thead><tr><th>評価項目</th><th>評価のポイント</th></tr></thead><tbody><tr><td>安全性</td><td>新型コロナウイルス感染症の影響下の情勢に対応し、安全性に配慮した実施体制になっているか (新潟市が定める『新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』に沿った体制となっているか)。</td></tr><tr><td>公共性</td><td>特定の市民に向けた取り組みになっていないか。 より多くの市民に開かれたものになっているか。</td></tr><tr><td>アピール性</td><td>成果が新潟市の文化芸術の発展に寄与するか。 市民が楽しめる内容となっているか。</td></tr><tr><td>実行性</td><td>事業計画、又はスケジュール等が具体的に計画されているか。 収支予算は適切か。</td></tr><tr><td>必要性</td><td>現に文化芸術活動を行っており、新型コロナウイルス感染症によって活動に影響を受けているか。</td></tr></tbody></table> <p>申請受付終了後2週間程度で、全ての応募者に対し、採択、不採択を郵送にて通知します。</p> <p>アーツカウンシル新潟は、市民の文化芸術活動を支援する組織で、文化芸術に関する様々な相談を受け付けていますので、お気軽にお問合せください。</p> <p>【(公財)新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟】 TEL. 025-378-4690 / E-mail: <a href="mailto:artscouncil@niigata.email.ne.jp">artscouncil@niigata.email.ne.jp</a></p>	評価項目	評価のポイント	安全性	新型コロナウイルス感染症の影響下の情勢に対応し、安全性に配慮した実施体制になっているか (新潟市が定める『新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』に沿った体制となっているか)。	公共性	特定の市民に向けた取り組みになっていないか。 より多くの市民に開かれたものになっているか。	アピール性	成果が新潟市の文化芸術の発展に寄与するか。 市民が楽しめる内容となっているか。	実行性	事業計画、又はスケジュール等が具体的に計画されているか。 収支予算は適切か。	必要性	現に文化芸術活動を行っており、新型コロナウイルス感染症によって活動に影響を受けているか。
評価項目	評価のポイント												
安全性	新型コロナウイルス感染症の影響下の情勢に対応し、安全性に配慮した実施体制になっているか (新潟市が定める『新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』に沿った体制となっているか)。												
公共性	特定の市民に向けた取り組みになっていないか。 より多くの市民に開かれたものになっているか。												
アピール性	成果が新潟市の文化芸術の発展に寄与するか。 市民が楽しめる内容となっているか。												
実行性	事業計画、又はスケジュール等が具体的に計画されているか。 収支予算は適切か。												
必要性	現に文化芸術活動を行っており、新型コロナウイルス感染症によって活動に影響を受けているか。												

※詳しくは募集要項をご確認ください。

新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金  
施設登録・交付申請募集のお知らせ

# 会場費(施設 使用料)等が

# 全額もしくは 半額

# 補助されます!

※書類審査により、補助額が変動します。



令和2年7月1日～令和2年9月30日までに実施する事業 **全額**  
令和2年10月1日～令和3年3月31日までに実施する事業 **半額**  
※ただし、いずれも規定あり。上限50万円 ※実施要項など、詳しくは裏面をご覧ください

文化施設を  
もっと利用して  
もらいたい!



ライブや  
コンサート、  
芝居、舞踊の公演を  
開催したい!



## 施設利用者

新潟市内で文化芸術活動を実施された方

文化芸術活動の  
会場費(施設使用料等)を  
支援します

対象期間内に、市内公立施設もしくは登録施設を利用して、広く多くの方に向けた文化芸術等の鑑賞機会となる事業を実施された方には、会場費などの施設使用料、照明や音響設備などの付帯設備使用料を補助します(上限有)。

**!** 事業終了後に交付申請を



## 施設運営者

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行っている施設

施設利用の  
回復を応援します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、利用が落ち込んでいませんか? 当事業の登録施設になることで、施設利用者は会場費などの施設使用料、照明や音響設備などの付帯設備使用料の補助を受けることができ、施設利用の回復が見込めます。  
※施設使用料、付帯設備使用料は施設利用者から支払われます。

**!** まずは施設登録(ただし民間施設のみ必要)  
登録後、利用者に制度利用を  
お声掛けください

事業実施と申請受付期間

令和2年7月1日から **令和3年3月31日まで**

予算の上限に達した時点で終了します。お早めに申請を!  
※最新の募集状況はホームページでご確認ください。http://www.ooooooo.ooooooo/ooooooo



# 新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金 施設登録・交付申請募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、劇場やライブハウス・イベントスペースを利用しづらくなっていませんか。本補助事業では、感染症対策を講じながら文化芸術を発表する機会をひとつでも増やすために、文化施設等を利用する際に発生する費用を支援し、文化施設等や文化芸術活動を応援します。

## 新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金 募集内容

【申請期間】令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

※ただし、規定あり。予算の上限に達した時点で終了

### 【申請に必要な書類の入手方法】

- ① **新潟市ホームページからダウンロード**  
新型コロナ対策 新潟市文化    
<http://00000.00000000.00000000/000000/00000000>
- ② **市・区役所窓口** 新潟市役所 総合案内／各区役所 文化担当課  
新潟市役所 文化スポーツ部 文化政策課（ふるまち庁舎5階）
- ③ **市内公立施設、登録施設窓口** 順次、市内公立施設・登録施設窓口にお届けしています。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしている民間施設

【対象施設】新潟市が作成する「文化芸術活動に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を遵守し、施設利用者に対しても同ガイドラインを尊重した利用を求める施設。

※その他、募集要項の記載事項に該当すること

令和2年7月1日～令和3年3月31日までの間に、対象施設を利用し、広く市民に文化芸術等の鑑賞機会を提供する事業を実施した、個人または団体の方 ※その他、募集要項の記載事項に該当すること

【対象事業】●市内にある公立施設および当事業に登録された民間施設で開催されたもの。

●新潟市が定める『新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン』に沿って運営されたもの。

●不特定多数の集客を行ったもの。

※「新潟市企画提案型文化芸術イベント支援事業」等、他の国や県、地方公共団体等からの補助金との併用申請はできません。

### 【補助対象経費】

補助事業を実施するために直接要する対象施設の会場費（施設使用料）及び付帯設備使用料（本番及び本番と連続したリハーサルのために利用したものに限ります。）。ただし、付帯設備については、事業の目的から逸脱する過大な使用は除きます。

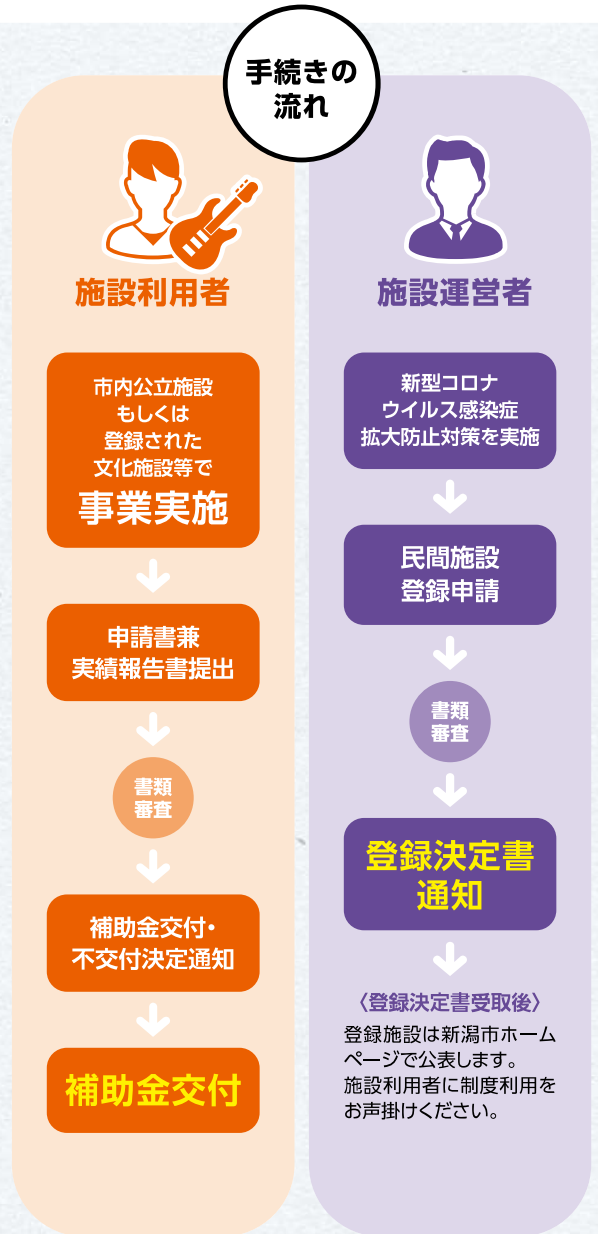
### 【補助額】

令和2年7月1日～令和2年9月30日までに実施する事業……補助率10/10

令和2年10月1日～令和3年3月31日までに実施する事業……補助率1/2

※ただし、いずれも上限50万円

## 手続きの流れ



問合せ・申請先

## アーツカウンシル新潟 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

〒951-8062 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5F  
〈電話〉025-378-4690 〈FAX〉025-378-4663 〈E-mail〉artsCouncil@niigata.email.ne.jp  
〈受付時間〉平日午前9時から午後5時15分まで



さあ、新しい日常へ。  
New Lifestyle. New Niigata

※ステッカー





# 新潟の文化芸術 のための 新型コロナ対策推進中



にいがたの文化芸術を  
応援します！



各支援事業の情報は新潟市ホームページをご覧ください。

新型コロナ対策・新潟市文化

検索



## 新潟市文化活動の再興に向けた支援（オンライン活用事業）

## ① オンライン環境の提供（オンライン文化活動応援事業）

## ● 事業の概要

オンラインを活用した文化活動（オンラインレッスン、動画配信等）に必要な機材（パソコン、webカメラ、マイク等）とインターネット環境の整った会場を無償で提供

- ・期間 令和2年9月1日(火)～令和3年3月31日(水)
- ・対象 オンラインを活用した文化活動を希望する個人または団体  
※ 本市に在住の方または活動拠点のある団体に限る
- ・会場 りゅーとぴあ 練習室1～6

## ● スケジュール(予定)

- ・8月中旬 利用受付開始
- ・9月1日(火) 利用開始

## ② オンライン活用セミナー

## ● 事業の概要

オンラインを活用した文化活動（オンラインレッスン、動画配信等）を行う上で、必要な基礎知識を学ぶ【基礎編】とオンラインを活用した文化芸術活動のコツ等を学ぶ【応用編】の2つの内容で実施

	【基礎編】	【応用編】
日時	① 8月28日(金)14:00～ ② 9月11日(金)19:00～ ③ 9月26日(土)14:00～	① 9月4日(金) 14:00～ ② 9月18日(金) 19:00～ ③ 10月10日(土)14:00～
内容	・基本的機材の紹介 ・機材の使用方法 ・Zoom、Skypeなどの使用方法 等	・オンラインを活用することのメリットや必要性 ・オンライン活用のコツ（レッスンや情報発信） ・各アプリケーションの特徴 等

- ・対象 オンラインを活用した文化活動を希望する新潟市に在住の方 各回先着10名
- ・会場 りゅーとぴあ 練習室4

## ● スケジュール(予定)

- ・8月16日(日)市報にいがた掲載
- ・8月19日(水)募集開始(各回の前日まで受付)

### ③ オンライン文化芸術活動相談窓口 (オンライン文化活動アドバイス事業)

- 事業の概要

オンラインを活用した文化活動(オンラインレッスン、動画配信、録音・撮影等)を始める、または実際に活用している方への助言等を行う相談窓口の設置

- 対象となる相談内容

オンラインを活用した文化芸術活動に関する以下の項目

(1)活動を始める際の必要機材及びアプリケーションに関すること

(2)オンラインの効果的な活用方法に関すること

(3)「オンライン文化活動応援事業」(環境整備事業)で設置した機材の利用方法等に関すること

(4)その他、オンラインを活用した文化芸術活動に関すること

※ 原則として以下の内容は相談対象外とする

・機材の使用法やトラブルに関すること((3)の機材を除く)

・アプリケーションソフトの使用法やトラブルに関すること

※ ただし、Zoom等一般的なオンライン会議ソフトに関することで対応可能なものは除く

・第三者との間に生じた紛争等に関すること(受講者とのトラブルや個人情報の漏洩など)

- 開設期間 令和2年9月1日(火)～令和3年3月31日(水)

上記期間中の週3日間・一日7時間程度で調整中

- 相談方法 TEL及びメール ※ 電話番号・メールアドレスは調整中

### ④ 若者の文化活動の活力の創出(若者×達人オンラインゆめ座談会)

- 事業の目的

活動の発表の場が失われている若者(高校生等)の文化活動の活力を創出

- 事業の概要

オンラインを活用して、発表の場が失われている若者(高校生等)と第一線で活躍している文化人による座談会を開催。座談会を通じて、若者が今後の文化活動に対して、夢や希望を持てる内容とする。

- ・開催日 令和2年9月～11月で各月1回

※ 開催日については、参加者(若者)と対談相手(文化人)が決まった時点で調整

- ・対談形式 若者(3団体)と文化人とファシリテーターをオンラインで繋ぎ、各回のテーマに沿った座談会とする

## 「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業

## &lt;事業内容&gt;

<p><b>補助対象者</b></p> <p>※右記1～7の全ての要件を満たす必要があります</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業者、個人事業主が営む市内の店舗</li> <li>2 小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営む店舗</li> <li>3 申請日時時点で店舗を営業している者</li> <li>4 次のいずれか一方に該当する小規模な店舗 <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗にて常時使用する従業員数が5名以下の店舗</li> <li>・売場面積250㎡以下の店舗</li> </ul> </li> <li>5 市税を完納している者</li> <li>6 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗</li> <li>7 令和2年4月1日～令和3年3月31日に完了する事業</li> </ol>
<p><b>補助対象事業</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「3つの密」を回避するためのレイアウト改修</li> <li>2 接触を低減するための店舗整備</li> <li>3 衛生環境に配慮した店舗整備</li> <li>4 換気に配慮した店舗の整備</li> </ol>
<p><b>補助率・ 限度額・ 対象経費 (例)</b></p>	<p>【補助率】補助対象経費の <b>2/3</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>改装費 限度額 50万円</b> (例) 顧客同士の身体的距離を確保するための店内レイアウトの変更工事など</li> <li>② <b>設備費 限度額 30万円</b> (例) 建物に固定された空調設備(エアコン)(※1)の新設、更新</li> <li>③ <b>備品費 限度額 20万円</b> (例) 飛沫感染防止のためのシート、間仕切り、空気清浄機(※2)など</li> </ol> <p>(※1) エアコンは、換気機能付き、もしくはウイルス対策効果のあるもの、又は他の換気対策と併せて取り組むものに限る</p> <p>(※2) ウイルス対策効果のあるものに限る</p>
<p><b>申請受付期間</b></p>	<p>第1期 令和2年6月22日(月)～令和2年6月26日(金) ※終了</p> <p>第2期 令和2年7月13日(月)～令和2年7月17日(金) ※終了</p> <p>第3期 令和2年8月3日(月)～令和2年8月7日(金)</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p><b>郵送受付のみ</b>(交付申請書類及び必要な添付資料を以下へ送付)</p> <p>〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)</p> <p>新潟市経済部商業振興課「新しい生活様式」に対応した店づくり補助金 担当</p>

## 【問い合わせ】

新潟市(商業振興課)

今井、佐藤(電話:025-226-1633)

(FAX:025-228-1611)

## 「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業 対策事例

＜飲食店A＞ロールカーテンの取り付け



＜和菓子店C＞飛沫感染防止パーテーションの設置



＜飲食店B＞飛沫感染防止パーテーションの設置



＜旅行会社D＞飛沫感染防止パーテーションの設置



＜改装の事例＞

改装についてはこれから工事を行うため、今回紹介はできませんが、以下のような事例もございます。

- 美容院等が座席数を削減し、顧客同士が接触しないようにパーテーションを設置
- 今までなかった換気用の窓や網戸の新設